

退職所得にかかる市県民税を納入するとき

※納入書の再発行を希望される場合はご連絡ください。

退職金等から算定される市県民税（住民税）については、退職金の支払時に特別徴収してください。（所得税と同様）

<表面>

愛媛県 四国中央市		個人市民税 個人県民税	領収証書 (公)		
市コード	口座番号	加入者名			
3 8 2 1 3 2	01650 - 5 - 960546	四国中央市会計管理者			
00年00月分	指定番号	納入金額(1)			
	1234567	58,300 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分(一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円			
	入金退職所得分	9 1 2 0 0			
	延滞金	7 0 0 0 0			
	督促手数料				
納期限	00年00月00日	(2) 合計額	1 6 1 2 0 0		
(特別徴収義務者) 住所 〒 799-0000 又は 所在地 四国中央市三島宮川●-〇〇		領収日付印			
氏名 又は 名称 株式会社◆◆◆		様			
上記のとおり領収いたしました。(納入者保管)					

<裏面>

市民税 県民税		納入申告書	
四国中央市長様			
00年00月00日 提出			
		00年00月分	人員 1人
退職手当等支払総額		+ 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
		5 4 0 0 0 0 0	
特別徴収税額	市民税	4 2 0 0 0	
	県民税	2 8 0 0 0	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 〒 799-0000 四国中央市三島宮川●-〇〇		(受付印)	
氏名又は名称 株式会社◆◆◆			
法人番号 又は個人番号 1234567890123			
(市保管)			



- **退職所得**（退職金）にかかる市県民税を納入する場合は、既に印字されている金額を二重線で見え消し、「給与分」「**退職所得分**」「**合計額**」の欄にそれぞれの金額を記入してください。
- 退職等により**給与分の未徴収税額を一括徴収した**場合は、**給与分**に含めて記入してください。
- **裏面の「納入申告書」**へも記入してください。

- 支払者が法人の場合は「**法人番号**」を記入してください。
- 個人事業主の場合は同じ内容の納入書を2部お願いします。そのうち1部は「**個人番号**」を記入せず金融機関へ提出し、もう1部は「**個人番号**」を記入し市役所へ直接提出してください。